

# 保護対象について

		物品の機能／操作のための画像		ネットワーク等を介して 物品の外部から提供される画像	その他
		物品内部に記録されたプログラム等により表示される画像			
		あらかじめ記録	あとから記録		
専用機	組み込み	A 例：携帯電話用組込OS	B 例：携帯電話用組込OSのアップデート	I 例：キオスク端末によるオンライン販売	K 例：壁紙、写真、 広告
	独立創作／流通	C 例：携帯電話用アプリ(プリインストール)	D 例：携帯電話用アプリ		
汎用機	組み込み	E 例：パソコンのBIOS	F 例：パソコンのBIOSアップデート	J 例：ネットバンキング、 ショッピングサイト	
	独立創作／流通	G 例：パソコン用OS(プリインストール)、 パソコン用アプリ(プリインストール)	H 例：パソコン用OSのアップデート、 パソコン用OS、パソコン用アプリ		

注：赤枠は現行意匠法の保護対象

## <説明>

### ・機能／操作のための画像

- A 専用機向けの組み込みソフトウェアであって、製品にあらかじめ組み込まれているものにより表示される画像
- B バグフィックスや機能向上を目的としてアップデートされたAにより表示される画像
- C 専用機向けの応用ソフトウェア(アプリ)であって、製品販売時にあらかじめインストールされているものにより表示される画像
- D 専用機向けの応用ソフトウェア(アプリ)であって、ユーザーがあとから追加したものにより表示される画像
- E BIOS(コンピュータの主要基板上のフラッシュメモリ等に記録された、ハードウェアを制御するためのプログラム)により表示される画像
- F バグフィックスや機能向上を目的としてアップデートされたEにより表示される画像
- G パソコン用のOSやアプリケーションソフトであって、製品販売時にあらかじめインストールされているものにより表示される画像
- H パソコン用のOSやアプリケーションソフトであって、ユーザーがあとから追加したものにより表示される画像
- I ネットワークに接続された専用機がサーバ等から画像データを取得することにより表示する画像
- J ネットワークに接続されたパソコンがサーバ等から画像データを取得することにより表示する画像

### ・その他

- K 装飾、鑑賞等のための画像